



長野県坂城高等学校 文化部活動方針

2024年4月

<p>目標</p>	<p>次の（１）～（４）に重点を置いた部活動を通して、地域や社会に貢献できる人材の育成をめざす。</p> <ol style="list-style-type: none">（１） 自他の良さを認め合える生徒を育む。（２） 地域の良さを知り情報発信できる生徒を育む。（３） 社会の一員として自覚を持った行動ができる生徒を育む。（４） 時代の変化に応じてキャリアデザインできる生徒を育む。
<p>運営方針</p>	<p>「長野県高等学校の文化部活動方針」に則り、次のように定める。</p> <p>○計画の作成について</p> <ul style="list-style-type: none">・顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会、コンクールの日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会、コンクールの参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該文化部の生徒・保護者へ情報提供を行う。 <p>○適切な指導について</p> <ul style="list-style-type: none">・顧問は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。・顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、部活動が生徒の自主的活動であることを踏まえ、生徒とコミュニケーションを十分に図り、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、専門的知見を有する養護教諭や保健体育担当の教員等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。 <p>○休養日について</p> <ul style="list-style-type: none">・学期中は、原則として、週当たり２日以上休養日を設ける。・平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。また、週末に大会やコンクールの参加等で活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。 <p>○活動時間について</p> <ul style="list-style-type: none">・平日始業前は７時３０分からとし、放課後は１８時３０分とする。ただし、７時３０分以前および１８時３０分以降も活動を行う場合は、事前に校長の許可を得るものとする。許可を得た場合における時間延長は１９時３０分までとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日、日曜日、祭日の練習については、事前に校長の許可を受けるものとする。 ・1日の活動時間（「活動時間」とは、部活動として活動する時間である。ただし、会場への移動、当日の準備・片づけの時間は含まない。）は、平日及び学校の休業日（学期中の週末を含む。）ともに、長くとも3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ・なお、大会やコンクール等で、基準とする1日の活動時間を上回る場合には、他の日の活動時間を調整するなど、週当たりの活動時間にも留意する。 <p>○大会等への参加方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧問は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会やコンクール等を精査する。 <p>○文化部活動運営に係る協議の場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体としての適切な指導、運営及び管理についての協議は、文化部顧問会が行う。
<p style="text-align: center;">指導体制の工夫</p>	<p>○顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p> <p>○顧問は、文化部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が開催する研修会等に参加して指導力の向上に努め、運営方針の「適切な指導について」に基づく指導を行う。</p> <p>○校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教員の負担が過度とにならないよう、適宜、指導・是正を行う。</p>
<p style="text-align: center;">その他</p>	<p>○少子化に伴い、本校単独では特定の文化部を設けることができない場合には、生徒の芸術文化等の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点の文化部活動に参加できる等、関係団体と連携しながら合同部活動等の取組を模索する。</p> <p>○本方針は毎年度見直しを行い、年度当初に学校のホームページへの掲載等により公表する。</p>